

新しい税制 二ポイント

負担の軽減と公平の確保

■ 税制改革法を4月1日から実施 ■

昭和十五年、シャープ動機によって税制の基本ができて以来、初めての大きな税制改革がこのたび実施されることになりました。その中には、私たちの生活にかかわりの深いものがあります。その主な改正点を二回に分けて、ご紹介いたします。今号は、所得税・住民税・消費税です。

▼ 所得税・住民税 ▲

税率構造が簡単に

所得税の減税と税率の段階の簡素化は、世界的な流れです。新しい税制では、所得税の税率を下げ、税率のきざみを昭和六十二年の一〇・五％と六〇％の十二段階から、昭和六十三年の六段階を経て一〇％と五〇％の五段階に簡素化され、働く人の負担感、不公平感が取り除かれるように考えられています。

特に、最低税率の適用範囲が年収七百三万円までと大幅に拡大されたことにより、約九〇％のサラリーマンが、この中に含まれることになりました。

また、個人住民税についても、税率のきざみがこれまでの五・一六％の七段階から、五・一五％の三段階へと簡素化されました。

人的控除が大幅な引き上げ

中・低所得者の所得税の負担をさらに軽減するため、基礎的な人的控除が引き上げられました。

主な内容としては基礎控除、配偶者控除、扶養控除がそれぞれ、これまでの三十三万円から三十五万円に、配偶者特別控除が十六万五千円から三十五万円に引き上げられました。また、教

▼ 消費税 ▲

広く薄い負担を

消費税は、限られたものだけに課税してきたこれまでの間接税と異なり、ほと

消費税の導入に際しては、消費支出の増加を差し引いても、ほとんどのサラリーマン世帯の負担は、軽減されます。

消費税の申告と納付は、製造、卸、小売、サービスなどの各事業者が行うこととなります。ただし、前々年(前々事業年度)の年間課税売上高が三千万円以下の事業者の方は、消費税を納める必要はありません。前々年(前々事業年度)の

また、その年(その事業年度)の年間課税売上高が、六千万円未満の課税事業者の方には、免納業者とのバランスを考慮し、課税売上高に比べて、納付税額の一部が軽減される免納控除制度が設けられています。表③。課税期間は、個人事業者の場合は暦年、法人の場合は事業年度です。

表① 消費税の納付税額の計算(原則)

$$\text{年間課税売上高} \times \frac{3}{100} - \text{年間の課税仕入高} \times \frac{3}{100} = \text{納付税額}$$

表② 簡易課税制度を選んだ場合の計算

$$\text{課税期間中の課税売上高} \times 0.6 \text{ (卸売業者は0.3)} = \text{納付税額}$$

表③ 限界控除制度による計算

$$\text{本年納付すべき税額} \times \frac{\text{年間課税売上高} - 3,000 \text{万円}}{3,000 \text{万円}} = \text{納付税額}$$

消費税で税率が低くなる主なもの

家電製品	エアコン、28型以上のテレビなどは20%の物品税が3%に。VTRや電子レンジなどは15%が3%に
宝石、貴金属、毛皮など	小売価格にかけられている15%の物品税が3%に(37,500円以上のもの)
乗用車	2000ccを超える普通自動車には工場出荷額の23%、それ以下の小型自動車には18.5%の物品税がかけられている。これが向こう3年間は6%、それ以降は3%に
外食(2500円以上)	飲食税の10%が3%に

消費税で税率が高くなる主なもの

電気・ガス	免税点以下(電気は月額3,600円以下、ガスは月額12,000円以下)は無税であったものが一律3%の課税に
酒	酒税法の改正によって、焼酎などの安い酒は値上がり
ワープロ、ガソリン、新聞、書籍、郵便料金など	非課税が3%の消費税に

廃止される税金	物品税、砂糖消費税、入場税、電気税、ガスタ税金など
3%の消費税に	

存続される税金	石油税など
3%の消費税が上乗せに	
酒税、たばこ税など	現行税率を引き下げて3%の消費税をプラス
印紙税など	現行どおり

消費税導入で税率が変わります

消費税の導入に伴い、物品税、電気税などは廃止され、

消費税の導入に伴い、物品税、電気税などは廃止され、

特別給付金を支給(予定)

該当者は申請の手続きを――*

今年の四月一日から実施される税制改革に伴い、老齢福祉年金や、特別障害者手当の受給者などを対象に、特別給付金が二種類に区分されて支給される予定です。

臨時福祉給付金

■ 支給対象者

(1)平成元年二月一日(基準日)に、次の年金や手当を受給している人
・老齢福祉年金
・障害基礎年金のうち、旧障害福祉年金に相当するも

・遺族基礎年金のうち、旧母子準母福祉年金に相当するもの
・児童扶養手当
・障害児福祉手当
・特別障害者手当
・福祉手当(経過措置分)
・原子爆弾被害者諸手当

(2)基準日に、同月分の特別児童扶養手当を受けることになっている障害児
(3)基準日に、七十歳以上の人(大正八年二月一日以前生まれ)で、市町村民税非

課税世帯に属している人
ただし、生活保護を受けている人や社会福祉施設に入所している人などは、別に対応措置(生活保護費に一万円を加えて支給など)がとられるため、福祉給付金は、支給されません。

■ 支給額：支給対象者一人につき一万円
臨時介護福祉金
■ 支給対象者：基準日に、生活保護を受けている人あるいは、市町村民税非課税世帯または均等割だけが課税されている世帯に属している人で、次のいずれかに該当する人
・基準日に、六か月以上

(昭和六十三年八月一日以前から)継続して、寝たきりまたは痴呆などの状態にあるため、常に介護を必要とする六十五歳以上の人(大正十三年二月一日以前に生まれた人)
・今年二月分の障害児福祉手当、特別障害者手当または福祉手当(経過措置分)を受給できる人
ただし、基準日において、次のような人には、介護福祉年金は、支給されません。
・病院、診療所、老人保健施設に継続して三か月を超えて入院(昭和六十三年十月三十一日以前からの入院)している人

・特別介護老人ホームなどの社会福祉施設に入所している人
・介護を里親や養護委託者に委託している人
■ 支給額：支給対象者一人につき五万円
該当すると思われる人には、三月四日ごろまでに申請書類を送付する予定です。申請書類が届きましたら、市社会福祉事務所まで手続きをしてください。
なお、該当すると思われる人で申請書類が届かなかったという人は、市社会福祉事務所(電話2412111内線2331、2332)へお問い合わせください。

お買物、ご用命は市内で

お買物、ご用命は市内で

♥ 手づくりのデリカ家 ♥

がん予防に有効(ドナリエラ)
天然ベータカロチン当店へどうぞ/
3月長崎屋教室

♥ シフォンケーキ	3日	10:00~12:00	食料
♥ ユダヤ風チーズケーキ	10日	〃	〃
♥ シュークリーム	17日	〃	〃
♥ 美肌教室	24日	〃	無料

申込み、問い合わせ：長崎屋1F
デリカ家(24) 7936

朝9時30分までの受付は当日上がり
高級衣類のお手入れは……

マルヤクリーニング 持込2~3割引
TEL 22-0739

正しいクリーニングと保存は
衣類の本当の節約

花キューベット 国内どこにでもお届けします

祝・葬祭用盛筆・花束
いけばな材料一般

小林生花店
新町1丁目 TEL 22-1080
22-5707

老舗の味をお気軽に

各種宴会・御会合・仕出し料理承ります

新味 春雨
割烹
本町1(駅前) TEL 22-1600(代)